

国土地事始め



大石久和

京都大学大学院
特命教授

古代官道は民衆の「納税街道」

中大兄皇子（のちの天智天皇）や大海人皇子（のちの天武天皇）らの登場で、一連の改革が行われ、それは総括して「大化の改新」といわれています。西暦でいえば、大まかに700年前後のことです。この頃に律令制度が導入され、税制、戸籍制度などが整えられました。

これらの制度とともに、国家を支えるために行われた大事業が、口分田を生み出すために行った耕地整理の条里制と、全国の国府と都を結ぶ山陽道などの官道整備でした。班田収授法を施行するために行われた条里制は、現在も全国各地に遺構が残るように平地という平地で徹底的に実

施されましたし、官道も場所によつては17キロも直線があったり、幅員が9〜12メートルなど、利用実態から見て不相応といつてもいいくらいの規格をもっていました。これは、国家の威信を全国に示すとともに、中国や朝鮮からの使者に奈良の都の官街とあわせて国力を見せびらかす

ものであったに違いありません。では、実用的な意味はなかったのかといえば、もちろんそうではありません。国司の都と任地との往復や軍の派遣にも使われましたが、庶民も利用したのでした。当時の税は「租庸調」といわれていますが、このうち米の収穫にかかると「租」は、それぞれの地方の国司がいる国衙に納めたのですが、「庸」というの

は、本来は文字通り都で労役を課せられるものでした。やがて、その代納として布や塩などを都に納めたのですが、いずれにしても都まで行く必要がありました。「調」も都に繊維製品を納めるもので、人夫を雇うにしても自分で負担しなければならず、いずれにしても大変な負担でした。古代官道は苦しみで満ちた当時の民衆の「納税街道」であったのでした。